

奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金交付要領

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込む本市の観光需要の回復を図るため、奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた本市の事業者等に対し、本市内で実施した県補助金に係る事業経費について、予算の範囲内において奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光拠点情報・交流施設

主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できる施設のことをいう。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除く。

(2) 観光スポット

市内の主要な観光地において既に集客力がある、又は見込むことができる施設をいう。

(3) 宿泊施設

市内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者が営む施設または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届け出をした者が営む施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設又は奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築物等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2条第2号に規定するラブホテルと認められる施設並びにそれと同様の形態で営業を行っていると思われる施設を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県補助金の交付決定を受けた事業であって、市内を対象に実施される次に掲げるものをいう。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
- (2) 誘客促進（プロモーション）・販売促進（キャンペーン）などの取り組み
- (3) 通訳ガイドの育成
- (4) 観光産業人材の育成
- (5) 地域の特徴を活かした有料体験メニューなどの企画・造成
- (6) 地元食材を活用したメニュー、土産物の開発
- (7) 観光拠点情報・交流施設の機能強化
- (8) 観光案内所の機能強化
- (9) 公衆トイレの整備及び機能強化
- (10) 無料公衆無線LAN環境の整備

- (11) 「手ぶら観光」の整備及び機能強化
- (12) 多言語観光案内標識の整備
- (13) 地域における多言語対応、先進的な決済環境の整備
- (14) 観光スポット等でのバリアフリー化促進
- (15) 宿泊施設インバウンド対応
- (16) 宿泊施設バリアフリー化促進

2 前項の規定にかかわらず、市が出資又は補助等を行っている事業は補助対象としないものとする。

(補助対象事業者等)

第4条 各補助対象事業の補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、県補助金の交付決定を受けた事業所を本市に有する事業者及び事業者等で組織する団体(事業所を本市に有する事業者が当該交付決定事業に参画するものに限る。)とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、県補助金の交付決定により認定された経費(市以外の県内市町村を対象とする事業の経費も含む場合は、市内を対象とする事業に係る経費に限る。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1を上限として市長が決定する(その額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とする。)

(補助事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、令和2年4月16日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金の事業計画審査結果通知書の写し及び交付決定通知書の写し
- (2) 奈良県に提出した書類一式
- (3) 奈良市以外の市町村を含む事業の場合、奈良市内の事業概要及び事業経費が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金交付(不交付)決定書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、

補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第11条 補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金変更承認申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 奈良県に提出した書類一式(奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金変更承認申請書等)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ奈良県知事の承認を受けた上で、奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第12条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以下の増減とする。

(指示及び検査)

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金実績報告書(別記第5号様式)に県補助金の実績報告提出書類一式の写し及び補助金等確定通知書の写しを添えて、市長が定める日までに、市長に報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金確定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 県補助金の交付決定が取り消されたとき

(2) 第9条第2項の規定により市長が付けた条件に違反したとき。

(3) 第11条の規定に違反したとき。

(4) 第13条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、もしくは妨げたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (6) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要領に違反したとき。
- (7) 補助事業者が第19条第2項に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、補助事業者に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助金の返還を命ずることができる。この場合において、前条第7号に該当することにより取り消したときの補助金の返還額については、補助金交付決定後の経過年数により別表のとおりとする。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(取得の処分の制限)

第20条 規則第20条第3号の市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、5年間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金財産処分承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月20日から施行する。

別表（第18条関連）

補助金交付決定後の経過年数	返還すべき補助金の額
1年未満	補助金交付額の全額（100%）
1年以上2年未満	補助金交付額の80%
2年以上3年未満	補助金交付額の60%
3年以上4年未満	補助金交付額の40%
4年以上5年未満	補助金交付額の20%